

他の市区町村へ引越しされる方へ

転出届

手続き一覧表

※新住所にお住まいになる14日前から受付しています。

【届出に必要なもの】

- 窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 委任状(代理人が届出する場合のみ。ただし同一世帯の方は不要)

★個人番号カードをお持ちの方は、転出証明書を省略して転出することができます。

-----お問合せ-----

尾花沢市役所 〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
《代表電話番号》 0237-22-1111
《窓口開庁時間》 8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)

新住所地での手続きについて

新しい住所に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください

【転入届出に必要なもの】

- 本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)
- 転出証明書(今回お渡しした証明書)
※個人番号カードを使って転出した場合不要
- 個人番号カード(お持ちの方は、新しい住所地で「継続利用」の手続きを必ず行ってください。)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 委任状(代理人が届出する場合のみ。ただし同一世帯の方は不要)
- 外国人の方→在留カード・パスポート または 特別永住者証明書

【留意事項】

- ◆14日以内に転入届出をしない場合は過料に処せられることがあるほか、住所不定になります。
- ◆転出をとりやめたいときは、早急に転出証明書を持参し転出取消の手続きを行ってください。
- ◆転出証明書に記載している転出予定日や新住所が変更になっても、
そのまま新住所の市町村役場に提出し、変更事項について申し出てください。

市税関係について

- 市・県民税
その年の1月1日現在の住民登録市町村で課税されます。1月2日以降
転出の場合、その年の市県民税は尾花沢市から課税されます。
- 軽自動車税
4月1日現在で定置場として登録している市町村で課税されます。
年度途中での登録、廃車については月割課税や還付はありません。
(転出先でその年の課税はありません)
- 国民健康保険税
尾花沢市では転出日の前の月まで課税され、転入先では転入した月
から課税されます。更正通知書(税額変更のお知らせ)は転入先へお
送りします。
- 固定資産税
毎年1月1日現在で尾花沢市に土地・家屋・償却資産を所有している人
に課税されます。年の途中で譲渡・除却した場合は、翌年の課税台帳
から反映します。また、転出先からさらに住所を変更(尾花沢市以外)し
た場合は、変更後の住所をお知らせください。

転出届に伴う手続き一覧表

確認	対象者	手続き	持参するもの	担当
	個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	新住所地で転入届の際、カードを提出してください	<input type="checkbox"/> お持ちのカード (個人番号カード、住民基本台帳カード)	市民税務課 市民年金係 窓口② 内線131
	印鑑登録をしている方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還 ※転出予定日で自動的に抹消されます	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	
	戸籍に関するご相談	<input type="checkbox"/> 転籍届、婚姻届、離婚届など		
	軽自動車を所有している方 ★(廃車のみ)	<input type="checkbox"/> 軽自動車定置場の変更(廃車届) ※尾花沢市ナンバーの車両は市役所で手続きができます。その他の車両は軽自動車協会等で手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 印鑑	市民税務課 市税係 窓口④ 内線124
	市税等が課税されている方	<input type="checkbox"/> 還付口座の申出 ※転出に伴う税額の変更により、還付金が発生する場合	<input type="checkbox"/> 通帳	市民税務課 収納係 窓口⑤ 内線129
		<input type="checkbox"/> 市税等の納付について	詳しくは担当へお問い合わせください	
		<input type="checkbox"/> 納税管理人の設定申告 ※外国人労働者の方など	<input type="checkbox"/> 印鑑	市民税務課 市税係 窓口④ 内線124
国民年金	国民年金に加入中で海外に転出する方	<input type="checkbox"/> 任意加入(希望する場合)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 通帳	市民税務課 市民年金係 窓口② 内線131
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 保険証等の返還 ※新住所地で転入届の際、加入の申出をしてください	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 限度額証(お持ちの方)	健康増進課 国保医療係 窓口⑫ 内線625
		<input type="checkbox"/> 《就学のため転出する方》 <input type="checkbox"/> 新住所地で引き続き尾花沢市の保険証を使用する手続き	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書 (入学前の場合は合格通知書)	
		<input type="checkbox"/> 《施設入所のため転出する方》 <input type="checkbox"/> 新住所地で引き続き尾花沢市の保険証を使用する手続き ※住所地特例該当施設の場合のみ	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証	
高齢者医療	【75歳以上】 後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 保険証等の返還 ※県外へ転出される方には「負担区分証明書」を交付しますので、新住所地へ提出してください	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証 <input type="checkbox"/> 限度額証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 印鑑	
介護保険	【65歳以上】 介護保険に加入している方 ★	<input type="checkbox"/> 保険証等の返還	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 介護用品券(お持ちの方)	福祉課 介護福祉係 窓口⑨ 内線161
		<input type="checkbox"/> 《介護認定を受けている方》 <input type="checkbox"/> 受給資格証明書の交付		
		<input type="checkbox"/> 《施設の住所へ転出する方》 <input type="checkbox"/> 新住所地で引き続き尾花沢市の保険証を使用する手続き ※特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の場合		

